

三燦会会則改定内容比較表

変更箇所

条項	現行	変更案
第9条（役員）	2. 役員の任期は、原則、その年の定期総会から <u>翌年の</u> 定期総会終了までとするが、その生徒が退学または卒業するまでの期間は再任を妨げない。	2. 役員の任期は、原則、その年の定期総会から <u>その生徒が3年生になった年の</u> 定期総会終了までとするが、その生徒が退学または卒業するまでの期間は再任を妨げない。